

京都市ラクト健康・文化館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第88号

京都市ラクト健康・文化館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市ラクト健康・文化館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

区 分	単 位	利 用 料 金
講 演 卓 (マイクホン付き)	1 台	円 1,460
カ セ ッ ト テ ー プ デ ッ キ		760
C D プ レ ー ヤ ー		760
ビ デ オ テ ー プ デ ッ キ		3,770
有 料 ロ ッ カ ー	1個につき3箇月	3,140

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市ラクト健康・文化館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、利用期間の末日が平成31年11月30日以前である有料ロッカーの利用に係る料金の上限額については、なお従前の例による。

(建設局都市整備部市街地整備課)